

議案第42号

日野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正について

日野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を別紙のとおり改正する。

平成30年6月14日提出

日野町長 埴 田 淳 一

日野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第46号)の公布により改正が必要となった。

2 改正内容

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布により、放課後児童支援員の要件が拡大したことによる改正(第9条)

3 附則規定

公布の日から施行する。

日野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年日野町条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>(10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、町長が適当と認めたもの</u></p> <p>4及び5 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>4及び5 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。